

**わんパークにおける低利用・未活用財産の
利活用に関する民間提案制度**

募 集 要 項

岡崎市 経済振興部 中山間政策課

1 制度の概要

本制度は、岡崎市わんパークにおける低利用・未活用財産を有効活用するため、民間事業者から、市の財政コストの削減や市民サービスの向上、地域の活性化等に繋がるユニークな提案を求め、本市との協議を経て実施していくものです。

本事業を実施する事業者には豊富な経験及び高度な専門知識が要求されることから、本書のとおり事業者(以下「提案者」という。)の提案を公募します(以下「民間提案制度」という。)

1. 施設概要

名称	岡崎市わんパーク
所在地	岡崎市淡淵町字堂面 125 番地
施設の役割	都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るとともに、こどもが、豊かな自然と触れ合い伸び伸びと安心して遊ぶことができ、かつ、自然の恵みを学び、自然を身近で大切に感じる心を育む。
管理面積及び土地の所有者	6.42ha (市有地:0.22ha、借地:6.2ha)
区域区分	市街化調整区域

2. 事業実施までの流れ

(1) 質問の受付

本民間提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、提案前の質問を受け付けます。市は可能な限り情報提供に努め、提案者は行政課題の正確な把握や市の求めるイメージとの擦り合わせをすることにより、提案時のミスマッチを回避することができます。

(2) 提案書等の受付

提案をする時は、提案書、収支予算書及び誓約書(以下「提案書等」という。)を提出していただきます。

(3) 採否の決定

提出された提案は、審査の上採否を決定し、その結果を提案者に通知します。

(4) 事業化協議

採択された提案内容の事業化に向けて、市と提案者は協議を行います。その際、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。なお、協議の結果、不成立となった場合は提案事業の実施はしません。

(5) 事業の実施

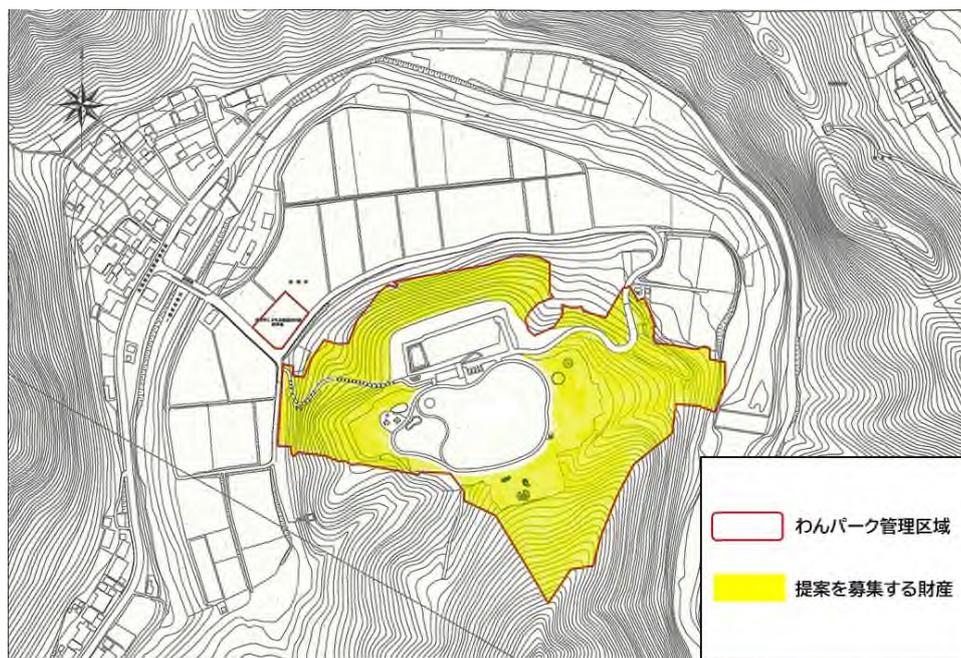
協議した内容について、市と提案者は協定を締結し事業を実施します。なお、事業用地については、市が評価する適正な額で財産の貸付等によって使用いただきます。

2 募集する提案

本民間提案制度では、提案者が自ら実施する、市の財政コストの削減や市民サービスの向上等につながる以下の内容について、提案を募集します。

1. 提案を募集する財産

提案は、下図、着色箇所全部又は一部の利活用を必須とします。その他、管理区域内の利活用提案は任意とします。



※ 提案を募集する財産に含まれる施設

クモの巣ネット、丸太ジャングルジム、草の迷路、花の迷路

※ 提案に含めることができない財産

管理事務所(わんぱくハウス)、駐車場、トイレ、四阿、どろんこプール、わんぱく池、星の観察広場、噴水、芝生広場、ワーケーションスペース(トレーラーハウス)

2. 対象となる提案

- ・ 岡崎市わんパークにおける低利用、未利用財産等の利活用提案
- ・ 市に新たな財政負担を生じさせない提案(ただし、新たな財政負担が生じても、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものは対象とします。)
- ・ 市民サービス向上や行財政運営の効率性向上が期待できる提案
- ・ 地域の振興及び活性化並びに地域内の経済循環の拡大が期待できる提案
- ・ 自然遊びを通じて自然を身近で大切に感じる心を育むことが期待できる提案
- ・ その他、地域の振興及び活性化並びに環境教育の推進が期待できる提案

3. 対象としない提案

- ・ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案(ただし、JV(共同企業体)を組むなどの共同の提案は対象とします。)
- ・ 災害復旧など緊急実施が必要な事業に対する提案
- ・ 公序良俗に反する事業を行うなど市が相応しくないと判断した提案

3 応募資格

本民間提案制度に提案できるかたは、次の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本市から入札参加停止措置を現に受けていないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと
- (6) 市区町村税を滞納していないこと
- (7) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

4 提案に関する条件及び留意事項

1. 利活用の条件

低利用・未利用財産等の利活用にかかる提案については、次に掲げる事項を条件とします。

- (1) 原則として、土地に現存する建物や付帯設備等は、現状のまま一括での利活用となります。
- (2) 土地、建物の利活用に伴う新たな整備、形態、運営にあたっては、関連する法令、条例等を順守するものとし、それらに必要な各種法令等に基づく届出等は提案者が行うものとします。
- (3) 提案内容の実施期間は、原則として5年以上とします。ただし、提案者が行う建物・設備の新築・改築・改修、土地の賃借等の理由で、本市が必要だと判断した場合は、変更する場合があります。
- (4) 利活用に伴い公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費(基本料金を含む)、維持管理費等の実費費用は、全て提案者の負担とします。なお、実費費用の算定のために計量機器等を設置する必要がある場合は提案者の負担にて設置することとなります。
- (5) 事業の実施期間の満了及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに現状に回復して返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。

2. 提案に関する留意事項

- (1) 提案申込等に係る費用負担
提案申込等(書類の作成及び提出)に係る経費は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、本市は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。なお、提案を事業化することになった場合、著作権は本市に帰属するものとします。

(3) 特許権の侵害

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

(4) 提案に対する情報公開

岡崎市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 地域、地区への配慮

提案者は、事業運営、施設整備にあたっては、地域、地区との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への配慮をお願いします。

5 応募の手続き

1. 提案スケジュール

(1) 募集要項の公表	令和5年2月28日(火)
(2) 質問の受付期限	令和5年3月10日(金)
(3) 質問に対する回答日	令和5年3月14日(火)
(4) 提案書等の提出期限	令和5年3月27日(月)
(5) 審査結果の通知	令和5年3月30日(木)

2. 質問の受付及び回答

本事業に対して質問がある場合は、電子メールにより行い、説明会は開催しません。

- (1) 質問の受付期限 令和5年3月10日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先 岡崎市経済振興部中山間政策課
電子メールアドレス: chusankan@city.okazaki.lg.jp
- (3) 提出方法 質問用紙(様式第4号)を電子メールに添付し提出してください。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は令和5年3月14日(火)までに本市ホームページに提出者名を除き公表します。

3. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年3月27日(月) 午後5時必着
- (2) 提出場所 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市経済振興部中山間政策課
電子メールアドレス: chusankan@city.okazaki.lg.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。郵送等の場合は、提出期限必着とし、郵送等における事故については提案者の責任とします。

- (4) 提出部数 次項「提案書等の様式」に記載する様式第1号から第3号までを各1部提出してください。

4. 提案書等の様式

参加申込みに必要な提案書等は、次のとおりとします。

- (1) 企画提案書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)

6 事業者の選定

1. 審査方法

本要項等に基づき提出された企画提案書等について書類審査を行い、本民間提案制度にふさわしい提案者を選定します。

企画提案に係る審査は、本市が別に定める委員等により組織された審査委員会がこれを行います。

2. 企画提案書等に係る書類審査

- ・ 審査項目及び評価基準に従って、企画提案書等を総合的に審査し、評価します。
- ・ 提出書類の不備や企画提案書等の内容が不足している等、適切に審査を行うことができない場合、又は事業の履行が見込めないと判断した場合は選定の対象としません。
- ・ 審査の対象とならない場合は、その旨の通知を行います。

3. 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
実施方針	<ul style="list-style-type: none">・ 本民間提案制度の目的を理解し、積極的かつ熱意ある提案がなされているか。・ 本民間提案制度の目的に対し、有効性があり、実現性の高い提案内容であるか。・ 事業が的確に遂行されるための人員と体制が整っているか。	25
課題解決	<ul style="list-style-type: none">・ 本施設の課題やニーズに対応し、時代性、社会的背景に見合った企画となっているか。・ 自主的に研究、調査を行っているか。・ 低利用・未利用財産を有効活用しているか。	25

独創性 共創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫がなされているか。 ・ 発想や着眼点に先見性をもっているか。 ・ 共創によるまちづくりにつながる企画となっているか。 ・ 地域、地区への配慮がされているか。 ・ 移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大に寄与する内容になっているか。 	25
事業計画 価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画や予算計画は適正で明確か。 ・ 事業規模に対する適正な予算か。 ・ 事業目的や事業効果は明確か。 ・ 市に新たな財政負担を生じさせない提案になっているか。 	25
合 計		100

4. 採否の区分

- ・ 採用(一部採用)
今後の協議対象案件として、事業化に向けた協議を行うもの
- ・ 不採用
事業化に適さないと判断されたもの。現時点では実現が困難であるもの

5. 結果通知及び公表

審査結果については、提案者に通知するとともに、採用した提案については、本市のホームページで事業者名及び提案内容を公表します。

なお、審査結果についての質問、異議申立は受け付けません。

6. その他

(1) 失格となる提案者

提案者が次の事項のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とします。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

- ・ 応募資格がないと認められた場合
- ・ 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ その他、関係法令等を遵守しない場合

(2) その他留意事項

- ・ 協定締結後、事業者は責任をもって提案内容の履行に向け事業を進めてください。市は施設の利用状況や業務の履行状況等、事業内容の実施状況について確認させていただくことがあります。
- ・ 事業の実施後、財産の貸付等をした区域内の一部において、市もしくは他事業者が利用を希望した場合、事業用地の変更の協議を行うことがあります。

< 問 合 せ 先 >

岡崎市 経済振興部 中山間政策課 (0564-23-6206)